

鳥取市立病院ESCO事業に係る募集要項等に関する質問回答

回答日:平成30年8月22日

No.	資料名	頁	項目名	質問事項	回答	受付日
1	募集要項	5	オ 現場ウォークスルー調査及び資料の閲覧	現場ウォークスルー調査(1回目)の日程が、9月13日から21日までの9日間ありますが、希望すればどの日でも入場可能でしょうか？また、他のグループと同時刻に調査となることもあるのでしょうか？	現場ウォークスルー調査(1回目)は9/13～9/21の土日祝日(9/15～9/17)を除く6日間で行います。調査は1社(グループ)毎に行う予定としていますが、応募者の調査希望日が重複し調整が困難な場合は、他のグループと同時刻となる可能性もあります。詳細は提案要請書に記載します。	8/20
2	仕様書	5	イ 光熱水費削減額、削減予定額ならびに削減保証額の設定	18行目に、「削減保証額」は「削減予定額」の70%以上とし、委託料と同額又は上回るように設定してください。この条件は、補助金が取得できない場合も同様とします。」とありますが、提案必須機器の更新を行い且つ、補助金が取得できない場合は、条件を満足できない可能性があります。この場合、補助金取得できた場合のみ条件が成立するという提案は認められますでしょうか？	提案の前提条件となりますので、認められません。	8/20
3	仕様書	13	イ 施工条件	14行目に、「施工による蒸気の完全停止は原則できません。」と記載されていますが、最低でも数時間蒸気の完全停止が絶対に必要です。負荷状況を事前に調査し、影響の少ないタイミングを整理したうえで、協議により、数時間蒸気の完全停止を計画することは可能でしょうか？	可能とします。	8/20
4	参考資料		(2)ガス使用量(m3)	ガス使用量(m3)の平成28年度と29年度のデータが全く同じですが、どちらかの年度のデータが間違いではないでしょうか？	御指摘のとおりです。平成29年度のデータが誤っていましたので、8/20にホームページ公開の参考資料該当箇所を修正しました。	8/20
5	様式集		様式第10号-2	様式第10号-2の備考欄の「①×⑥」(3カ所)は、「①×⑤」と修正しても良いですか？	御指摘のとおりです。8/20にホームページ公開の様式集該当箇所を修正しました。	8/20
6	仕様書	3	(ア)光熱水費	過去3年間のエネルギー消費量の平均値と直近単価を応募時のベースラインとします。とあります。電気の従量料金は昼間、夏季昼間、ピーク、夜間とそれぞれ金額が異なりますので年間で平均した単価を使用しても良いでしょうか？	仕様書に提示の採用単価をそのまま使用してください。	8/20
7	審査要領			審査は、どのような方が実施されるのですか？	外部委員2名、内部委員3名(鳥取市職員含む)の計5名で構成される鳥取市立病院ESCO事業プロポーザル審査委員会で審査を行います。	8/20
8	募集要項	4	(1)事業スケジュール(予定)	(11)詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成が平成31年3月31日となっていますが、包括的エネルギー管理計画書は補助金の有無によっても内容が大きく変わると思いますが、暫定版として作成する必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	8/20

9	仕様書	8	ウ 保険について	ESCO設備について火災等に関する保険は鳥取市立病院様が公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入する、とありますが具体的な補償内容をご教示頂けますでしょうか。	公益社団法人全国市有物件災害共済会のホームページにて、建物総合共済業務規程(平成27年4月1日以降の契約に適用)及び建物総合損害共済業務規程施行細則(平成27年4月1日以降の契約に適用)を御確認ください。 なお損害時に支払われる災害共済金の最高限度額となる共済責任額は該当する機器の設置に要した全ての費用とします。	8/20
10	仕様書	9	イ 予想されるリスクと責任分担	(2)当院と事業者の責任分担について、ESCO事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行う、となっていますが、【予想されるリスクと責任分担】の計画・設計段階、建設段階、維持管理関連の不可抗力による負担は、両者に「○」が記載されています。この場合の事業者負担とは、経済産業省資源エネルギー庁より公表されている雛形に準じ、ESCO事業者は限定的な負担(1/100を事業者が負担)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	8/20
11	仕様書	9	イ 予想されるリスクと責任分担	【予想されるリスクと責任分担】の維持管理関連の公共施設損傷について、「事業者又はESCO設備に起因する当院の施設・設備の損傷」に関して、事業者負担となっていますが、ここでいう「ESCO設備に起因する」とは、事業者の責による場合のみという理解でよろしいでしょうか。	事業者の責による整備不良等に起因するもののほか、ESCO設備の通常の使用において、既存の当院施設・設備がESCO設備の影響により損傷したことが明らかな場合、その修繕と対策は事業者の負担となります。	8/20
12	仕様書	9	イ 予想されるリスクと責任分担	【予想されるリスクと責任分担】の計測・検証のベースラインの調整の内、「気候の大幅な変動」による負担は、両者に「○」が記載されています。気候が大幅に変動した場合は、双方話し合いの上ベースラインを変更することができるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	8/20
13	契約書(案)			本委託契約書(案)は、経済産業省資源エネルギー庁より公表されている契約書(案)とは形式が異なるところがありますが、優先交渉権者として選出された場合は、ESCO事業者からの提案について、協議し、合意のもと修正することができる、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	8/20
14	仕様書	13	ア 施工時の留意事項	「(ク)石綿を含有している可能性のある建材の撤去、改修作業については、石綿の有無を確認のうえ、関連法令等に従い適切に対処してください」と記載があります。ウォークスルーでは判別困難な為、ウォークスルー時に石綿の含有調査資料を提示願います。資料が無い場合は費用算出困難な為、処分費用は別途としてよろしいでしょうか。	ウォークスルー調査時に、過去に実施した石綿分析調査結果を提示します。提示した石綿分析調査結果に含まれない箇所には石綿含有があった場合、処分費用は別途とします。	8/20
15	参考資料		(2)ガス使用量(m3)	ガス使用量の平成28年度と平成29年度が毎月同じ値ですが、正しいでしょうか。	質問No.4のとおりです。	8/20

16	募集要項	6	(1)審査	「提案の審査は鳥取市立病院ESCO事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、次の要領で行います。」とありますが、審査委員会メンバーは記載されていません。審査委員会メンバーについて、今後、公表の予定がございますか。	公表の予定はありません。	8/20
17	仕様書	5	(イ)維持管理費相当額	「7の(1)のエに示す」は「2の(1)のウに示す」と読み替えてよろしいでしょうか。	御指摘のとおりです。 8/20にホームページ公開の仕様書該当箇所を修正しました。	8/20
18	募集要項	4	(1)事業スケジュール(予定)	現場ウォークスルー調査後に、追加質問等の機会をいただけますでしょうか。	現場ウォークスルー調査後に再度質問を受け付けます。詳細は提案要請書に記載します。	8/20
19	仕様書	3	○これまでの省エネ改修履歴	上下水道・工業用水の使用量を削減するための、改修は行っているのでしょうか。	上下水道の使用量を削減するための改修は以前行ったことがあるようですが、資料が残っていないため詳細は不明です。工業用水の改修は行っていません。	8/20
20	仕様書	5	ウ 削減予定額の算出に用いる単価	「応募者が提案する改修内容を考慮した中国電力又は鳥取ガスの約款等に基づく計算方法により、削減予定額を算出することも可とします」と記載されています。導入するESCO設備にとって最適な料金メニューを中国電力・鳥取ガスに確認し、与えられたベースライン採用単価よりメリットがあれば、単価を変更して算出しても良いということでしょうか。	お見込みのとおりです。	8/20
21	参考資料		施設概要	発電設備のピークカット用発電機について、運転可能な状態でしょうか。ESCO事業で整備して使用することは可能でしょうか。	平成17年度から休止中であり、運転不可能な状態です。オーバーホール等により運転可能になると思われませんが、ウォークスルー調査で状態を確認し判断してください。	8/20
22	仕様書	3	○これまでの省エネ改修履歴	これまでの省エネ改修履歴が記載されています。補助事業と記載がある省エネ対策には、補助金が使われているため該当機器の撤去などは不可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 補助事業により設置した機器は可能な限り活用するものとし、活用困難な場合は残置としてください。	8/20
23	仕様書	1	イ 契約期間終了後の取り扱い	「契約期間終了後、事業者の設置したESCO設備の無償譲渡を求めることができるものとします。」との記載がありますが、無償譲渡を選択しない場合の撤去費等の費用発生については、別途費用としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	8/20
24	仕様書	3	○これまでの省エネ改修履歴	省エネ改修等履歴が記載されておりますが、平成21年度、平成22年度に補助事業により照明設備のLED化が実施されているようですが、補助事業の名称及び撤去禁止期間等の規定の有無を開示して頂くことは可能でしょうか。	再度確認したところ、平成21年度の照明設備のLED化(第1期、第2期ともに)は補助事業ではありませんでした。平成22年度の照明設備のLED化に活用した補助事業の名称は「地域活性化交付金(きめ細かな交付金)」です。撤去については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令及び総務省所管補助金等交付規則の規定によります。	8/20